

## 越後・謙信SAKEまつり2023 公募型プロポーザル実施要綱

### ◆ はじめに ― 越後・謙信SAKEまつり2023の開催趣旨 ―

上越地域(上越市及び妙高市)には、全国トップクラス(税務署管内別の蔵元数)の15社の日本酒蔵元がある。加えて、ワイナリーや地ビール、どぶろく製造者などが、地域の特性を生かした酒づくりを行い、全国的な評価を得ている。

これら地酒の一層の消費喚起と需要拡大、商店街各店の収益向上と合わせて、上越地域の酒文化を県内外に発信していくことを目的に、県酒造組合高田支部や高田本町商店街、地元企業、新潟県及び両市行政機関等が連携し、平成18年から毎年10月に「越後・謙信SAKEまつり」(以下、「SAKEまつり」という。)を開催してきた。上越市の中心市街地である高田本町商店街(本町通り)を歩行者天国にし、そこに上越地域の地酒を一堂に集め、それらを試飲しながら多彩なグルメも堪能できるものである。また、2日間の会期中は、県内外から約10万人もの地酒ファンが会場を埋め尽くす県内屈指の集客イベントであり、小売業や宿泊業などへの波及効果も含め、地域経済に大きな役割を果たしてきた。

こうした意義や役割を一層高めていくため、令和5年10月のSAKEまつりの開催に当たっては、次の観点を重視することとする。

### ◎ コロナ禍からの地域経済の回復

新型コロナによる影響は一時期より落ち着きつつあるが、近年の物価高の影響もあり、地酒製造者や商店街などの小売業、宿泊業等の業況は依然として厳しい。

このため、当イベントの開催を通じて、地酒の消費喚起を図り、地域経済の回復に貢献することとし、従来よりも早期に当イベントの広報活動を展開するなど、従来の2日間の会期にとどまらない県内外への“消費喚起キャンペーン”を実施する。

### ◎ 女性や若者層への訴求による需要拡大

日本酒の需要拡大には、新たな顧客層を取り込む視点が必要不可欠である。

ある全国調査によれば、全世代の女性の74%、20～30代(若年層)の70%は「1年以内に日本酒を飲んでいない」、また、女性・若年層とも40%超が「今まで一度も飲んだことがない」と回答しており、日本酒を飲むことに対して興味を持ってもらえていない現状が伺える。

このため、当イベントにおいて女性・若年層の地酒ファンの獲得を想定した誘客事業を実施し、これを契機とした上越地域の地酒の需要拡大を図る。

## 1. 業 務 概 要

- |           |                                                                                             |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 業務名称  | 越後・謙信SAKEまつり2023広報業務委託                                                                      |
| (2) 業務目的  | SAKEまつりをはじめとして上越地域の酒文化等を広く周知し、来場者数の増加や上越地域の酒や食の消費喚起・需要拡大、イメージ向上等に資するため、各種ツールの制作等による広報業務を行う。 |
| (3) 業務内容  | 別添1「業務仕様書」のとおり                                                                              |
| (4) 業務期間  | 契約の日から令和6年3月31日まで                                                                           |
| (5) 予算限度額 | 1,300,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)                                                                 |

## 2. 参 加 資 格

- ① 上越市における入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者又は契約の締結までに登録を得る見込みのある者であること。
- ② 提案者は単独法人であること。ただし、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを妨げるものではない。
- ③ 上越市又は妙高市に、本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人とする。
- ④ 企画提案書に基づく広報業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- ⑤ 本業務と類似の業務履行実績として、過去5年度の期間において業務実績を有すること。
- ⑥ 次のいずれの項目にも該当しないこと。
  - ・ 契約を締結する能力を有しない者
  - ・ 破産者で復権を得ない者
  - ・ 上越市との契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。
  - ・ 破産法（平成16年法律第25号）第18条又は第19条に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
  - ・ 市税、消費税・地方消費税を滞納している者
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者

## 3. プロポーザルのスケジュール

| 実施内容                      | 実施期間            |
|---------------------------|-----------------|
| 公募の開始、参加表明書の受付期間          | 5月10日（水）～23日（火） |
| 公募実施要綱等の配布（SAKEまつりHPでの公開） | 5月10日（水）～26日（金） |
| 質問の受付期間                   | 5月10日（水）～17日（水） |
| 質問に対する回答                  | 5月19日（金）        |
| 企画提案書 受付期間                | 5月10日（水）～26日（金） |
| 審査結果の通知                   | 5月31日（水） ※予定    |

## 4. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（任意様式のWordもしくはPDFファイル）を提出するものとする。様式は任意とし、メール本文への記載も可とする。ただし、事業者名、連絡先、担当者氏名を明記すること。

### (1) 質問受付

- ① 受付期間 令和5年5月10日（水）～17日（水）午後5時
- ② 提出方法 電子メールで受け付ける。電子メールの件名は「SAKEまつり質問（事業者名）」とすること。電子メール送付後、電話により事務局へ確認すること。

- ③ 提出先 事務局の電子メールアドレス (sake2020.jim@gmail.com) に送付すること。

## (2) 回 答

回答は、SAKEまつりホームページに令和5年5月19日（金）午後5時までにすべての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない）。回答の内容は、本実施要綱を補完するものとする。

なお、受付期間中に到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則として受け付けない。

## 5. 参加表明書の受付

参加を希望する者は、次の方法により参加表明書を提出する。

- ① 提出書類 別添2の参加表明書（様式第1号）に必要事項を記入し、提出する。
- ② 受付期間 令和5年5月10日（水）～23日（火）午後5時（必着）
- ③ 受付時間 平日、午前9時00分から午後5時00分まで
- ④ 提出方法 6部（正本1部、副本5部）を提出先へ提出する。郵送（必着）もしくは持参とし、郵送による場合は、事前に事務局に電話連絡をすること。
- ⑤ 提出先 〒943-0823 新潟県上越市高士町1-8-1  
越後・謙信SAKEまつり実行委員会事務局 担当：橋本 宛  
電話：025-521-2627

## 6. 企画提案書の受付

企画提案書を提出しようとする者は、次の方法により企画提案書を提出する。なお、提出できる企画は、1提案者につき1案までとする（複数案の提案は認めない）。1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

- ① 提出書類 今回のSAKEまつりの広報全般に係る考え方や広報活動の提案のほか、ポスター等のデザイン（メインビジュアル）及び参考見積額（※予算限度額の範囲とする）をA4サイズの任意様式に記入し、提出する。
- ② 受付期間 令和5年5月10日（水）～26日（金）午後5時（必着）
- ③ 受付時間 平日、午前8時30分から午後5時まで
- ④ 提出方法 6部（正本1部、副本5部）を提出先へ提出する。郵送（必着）もしくは持参とし、郵送による提出の場合は、事前に提出先へ電話連絡をすること。
- ⑤ 提出先 〒943-0823 新潟県上越市高士町1-8-1  
越後・謙信SAKEまつり実行委員会事務局 担当：橋本 宛  
電話：025-521-2627

## 7. 企画提案書作成にあたっての留意事項

### (1) 記載の要件

- ① 事業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。
- ② 提案書の内容は、事務局職員が補足説明を必要とせず理解できる内容とすること。

- ③ 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ④ 提案書の提出期間以降の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ パソコン等を使用して記載する場合は、文字サイズ 11.0pt以上に設定すること。

## 8. 企画提案の審査及び契約の締結

### (1) 企画提案の審査

企画提案は、「越後・謙信SAKEまつり公募型プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において審査する。審査に当たっては、評価委員会の各委員が提案内容を評価し、また、委員間の議論を経て、最も優れた企画提案者を本件業務の事業予定者として決定する。

### (2) 選定結果の通知

選定結果は、令和5年5月31日（水）（予定）に参加者全員に結果をメールにより通知する。なお、選定結果及び審査内容に対する質問は受け付けない。

### (3) 契約の締結について

選定した事業予定者と仕様書に基づき詳細を協議したのち、契約締結を確定する。なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、評価委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

## 9. その他留意事項

### (1) 著作権等に関する事項

- ① 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は越後・謙信SAKEまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）に帰属する。
  - ② 提案者は、実行委員会に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、意匠権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
  - ③ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ実行委員会に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
  - ④ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、上越市情報公開条例（平成8年3月28日条例第1号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、実行委員会と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
- (6) 事業予定者は、業務委託に当たり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。

- (7) 事業予定者が業務を行うに当たり取得した個人情報やSAKEまつりの情報、データなどは厳正の取扱うものとする。

## 10. 失格要件

参加表明書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 不正な利益を図る目的で評価委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (3) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) その他、評価委員会が不適切と判断したとき。

## 11. 書類提出先・問い合わせ先等

越後・謙信SAKEまつり実行委員会 事務局

〒943-0823 新潟県上越市高土町1-8-1 担当：橋本

電 話 025-521-2627

F A X 025-520-4151

Email sake2020.jim@gmail.com

越後・謙信SAKEまつりホームページURL <https://www.kenshinsake.com/>